

# ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 26 2009年 8月 10日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

## ☆対栃木県知事・3ダム訴訟 いよいよ証人尋問へ

9月10日（木）13：30～ 宇都宮地裁302法廷

嶋津暉之さんの証人尋問

10月15日（木）13：30～ 宇都宮地裁302法廷

花輪伸一さん（WWF J）の証人尋問

元県知事の福田昭夫氏および当時の県の担当者2名の証人採否については、原告側の証人尋問が終わった段階で、裁判長が必要と判断すれば実施するが、実施せずに結審もあり得る。

## ☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・控訴審第2回

8月27日（木） 東京高裁822法廷の予定でしたが、変更されました。

変更後の期日はあらためてお知らせします。その時は大勢で傍聴しましょう。

5月14日の控訴審第1回には東京をはじめ埼玉、茨城、群馬、千葉県からのたくさんの応援傍聴ありがとうございました。この湯西川ダム利水訴訟の高裁判断は、他のハツ場ダム訴訟に大きく影響する可能性があるという意味でも非常に重要です。裁判官は傍聴人の数を気にするようです。控訴審は2回で終結となるかも知れません。第2回には栃木からも大勢で傍聴に行きましょう。ムダなダムをストップさせる栃木の会から交通費実費を補助します。

衆議院議員選挙の立候補予定者に対して、ダムに関するアンケート調査を行いました。結果を5ページ以降に掲載しています。

【法廷の記録】

## 多くの傍聴人の目で裁判の監視を

### 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟 控訴審第1回

5月14日(木) 15:00～ 東京高裁822法定

裁判長：大橋寛明、(辻次郎(右)、見米正(左)各陪席裁判官)

原告弁護団：大木弁護士、高橋信正弁護士(代理人兼控訴人市民オンブズパーソン栃木代表)、  
若狭弁護士、須藤弁護士、品川弁護士、福田寿男弁護士、岡本司法修習生

被告弁護団：渋谷、阪口各弁護士

#### 15時00分開廷

裁判長：(一礼の後)開廷します。

控訴人の控訴状、控訴理由書、準備書面1陳述、被控訴人管理者の答弁書、準備書面1  
と被控訴人市長の答弁書、準備書面1各陳述、原審の口頭弁論の結果陳述。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

裁判長：控訴人から甲68、69を提出、甲69は原本提出ですね。

控訴人弁：はい。

裁判長：今後の進行予定はどうなりますか。

控訴人弁：進行協議でも述べたように、学者意見書を予定しており、既に依頼もしているが、大  
学の監査が6月にあり、その責任者なので提出は7月中下旬になってしまう。

裁判長：それは、原審での意見書と同じ趣旨ですか。

控訴人弁：違うものです。

裁判長：それを踏まえて準備書面も用意するとなると、どのくらいかかりますか。

控訴人弁：2～3週間あれば可能です。

裁判長：被控訴人はそれを踏まえて反論されますね。

被控訴人弁：必要な範囲でします。

裁判長：それ以外に提出予定の証拠はありますか。

控訴人弁：現在の宇都宮市の水需要がどうなっているのか等2～3のものを考えています。

裁判長：7月中下旬ですと、夏期休暇に入りますので、次回期日は8月末に入れます。8月27  
日午後3時とします。意見書はでき次第、準備書面は8月19日までに提出してくだ  
さい。

閉廷15時10分

15:15より

【裁判所8階控え室で説明会】大木・高橋・若狭・須藤・品川・福田弁護士(群馬)

石川輝雄(控訴人)、高橋比呂志(栃木)、中村、中臺、村越(以上千葉)、神原(茨城)、  
田巻、苗村、川井(以上東京)、油田(明日の会)、玉中、岡田、嶋津

大木弁護士が法廷でのやりとりについて概略説明した後、自己紹介をしつつ質疑応答を行った。  
その要約は以下のとおり。

大木弁：皆さん各地で第1審の訴訟を見てきて、大分違った印象を持ったと思う。通常の控訴審  
は今日のような状況で終わってしまう。原審は、主張、立証は十分ということで結審する  
ので、控訴審で沢山の証拠を出すことは通常ない。証拠を申請しようとしても、争点に直  
接にかかわるようなものでないものは、認められない場合が多い。今日結審もあり得たが、  
8月27日の期日を入れたのは、傍聴人が沢山いたことも関係している。

今日の法廷は、栃木で2件提訴しているダム訴訟のうち宇都宮市を相手の湯西川ダム利水訴訟で、八ッ場ダムの一斉提訴の際に併せて提訴したが、利水負担金だけを問題にしているの、早く結審し今年の1月に判決が出た。裁判所の感触もよかったので、もしやと期待したが、残念ながら敗訴してしまい、しかも「宇都宮はダム使用権設定申請を取り下げることができることを認めたものの、それを取り下げるべきかどうかの判断には広範な裁量がある」との判断されてしまった。その結果、公金支出の違法性の判断も「不合理であることが明らかな場合」というように、非常に甘いものとなってしまった。そのため、他の弁護団からは責任を取れ等と言われ、会議に出席するのが心苦しかった。そこで、この裁量の幅を狭めることに最大の目標として、控訴理由書を作成した。また、準備書面1で、同種のダム訴訟のうち、相模川水系建設事業費差止住民訴訟と徳山ダムの訴訟判例を分析して、宇都宮地裁判決のように「広範な裁量」を認めたものはないことを主張した。これに対する宇都宮市水道局の反論は、独自の見解とか一方的見解とかいう簡単なものでしかない。

専門家意見書としては、作新大学太田教授にお願いしている。太田教授は、地域政策学の専門家であり、かつて自治労の大会で水基本法について報告している方で水道に詳しく、意見書の内容としては、「図解地方公営企業法」と同じく、水需要の右肩上がりの時代は終わり、既存の水源を活用すべきであり、ダム事業に参加するのは宇都宮市に取って得策ではない。」といったようなことを考えている。

今後、東京でも、控訴審を迎えるが、控訴理由書の作成は大変な作業である。また、裁判も今日のような形式的なものにならないよう頑張りたい。

高橋弁：裁判官は人目を気にする。進行協議でも傍聴はどのくらいなのか気にしていた。控訴人の主張のために8月まで待ったのも、皆さんが多く来ていたからだ。今後も多くの人で裁判を監視して欲しい。ともに頑張りましょう。

## 【他地裁の判決の状況】

# 判決でむだな公共事業を奨励

他地裁でも次々と一審判決が出されていますが、行政のムダ使いを司法の立場からチェックしようとする姿勢はまったく見られず、むしろムダな公共事業を積極的に奨励するような内容の判決です。残念なことです。

詳細は八ッ場ダム訴訟のHP <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> をご覧ください。

- ・ 東京 5月11日判決 「八ッ場ダムによる水源確保が必要との判断は合理的。水害発生防止に必要なとの推認を覆す証拠はなく、支出は違法とは言えない」として請求を棄却
- ・ 前橋 6月26日判決 「被告らの主張が著しく公理性を書きその裁量の範囲を逸脱して違法であるとは言えない」として請求棄却
- ・ 水戸 6月30日判決 治水も利水も危険性もすべて「明白に不合理とは言えない」と行政の裁量権を無限に認めた

- ・ 千葉 12月12日に判決言い渡しの予定
- ・ 埼玉 9月2日に証人尋問予定

## 【ハッ場ダム・現地のいま】

### 共有地・用地買収の道は遙か

ハッ場ダムのMLに転載された朝日新聞群馬版の記事より抜粋させていただきました

2009年7月3日の朝日新聞群馬版によると、ハッ場ダムの「予定地に共有地が8カ所」あり、川原湯温泉周辺の用地買収には課題が山積していることが分かったという。

国土交通省が15年度の完成を目指しているハッ場ダムで、用地買収が遅れる可能性があることがわかった。長野原町川原湯地区の水没予定地には8カ所の共有地があり、295人の相続人がいるが、所在がつかめなかったりダムに反対の立場だったりする人も含まれているとされるからだ。国交省は「交渉を急いでいる」としているが、3度目の工期延長にもつながりかねない（菅野雄介記者）。・・・地元関係者によると、共有地は、川原湯温泉の共同浴場「王湯」周辺や神社、橋周辺、墓地など。8カ所で計約5500平方メートルある。・・・登記簿では、王湯付近の土地は366平方メートルあり、1919（大正8）年の売買で32人の共有名義になった。その後、40（昭和15）年に相続で16人分が、04年に1人分の名義が変更されただけで、残りは大正時代の名義のまま。・・・41（昭和16）年に43人の共有名義で登記され、04年に1人分だけ名義変更された土地や、21（大正10）年に登記されたままの共有地もある。・・・当時の制度上、土地を購入した行政区「川原湯区」が、行政区名義では登記できず、住民の名前を借用したとみられている。・・・国交省ハッ場ダム工事事務所によると、共有地は名義人から子や孫に代替わりし、現在295人が法定相続人となっている。用地買収は住民らの移転代替地、JR吾妻線や国道145号の付け替え工事などにかかわる土地を優先していたため、約2年前、水没予定地の共有地の存在に気づいたという。・・・法務省民事局によれば、基本的に相続人の同意なしに名義変更や譲渡などの処分はできない。このため同事務所は、相続人に依頼文書を送って理解を得て、川原湯区へ名義を変更した上で買収する方針。・・・だが、相続人は移転するなどして全員の所在確認は簡単にはいかない。また地元関係者は「名義人の中には（ダム反対の）共産党の支持者もいる。交渉は簡単ではない」と話す。・・・本体工事などの関係上、用地買収は12年度に完了させることになってお

り、同事務所では「所在確認を急ぐ。早く理解を得るよう死に物狂いで努力するしかない」と取材に説明した。・・・「地元の理解を得られない」として、土地収用法に基づく強制執行手続きは取らない方針だ。ダム計画がスタートしてから57年もの時間の経過が権利関係を複雑にした格好。ハツ場ダムはこれまで2度、工期を延長してきただけに、地元では「また先延ばしか」との声も漏れている。

## ムダなダムに関する衆院選立候補者アンケート

南摩ダム、湯西川ダム、ハツ場ダム建設事業に関して衆議院議員選挙立候補予定者にアンケートをおこなったのでその結果を報告します。このアンケートは、7月25日に県内小選挙区の各立候補予定者16名に郵送し、8月3日までに郵送またはFAXで返信して頂きました。回答がなかったすべての方には電話で催促をし、8月8日現在までに最終的に回答を頂いた方は8名でした。設問の前文として、3つのダムについての説明と、三ダムの総事業費が10,094億円に上り、うち栃木県全体の負担額は496億円となり、起債の利息も含めると県民の総負担額は約740億円にもなることを記しています。回答は一覧表にまとめました。

### アンケート設問

#### I 思川開発（南摩ダム）に関して

##### 1. あなたは思川開発事業に関心がありますか《単一選択》

イ 関心をもっている      ロ 関心がない      ハ 事実を知らない

##### 2. 進行中の思川開発事業へのあなたのご意見をお聞かせください《単一選択》

イ 思川開発は中止すべきだ      ロ 思川開発は推進すべきだ      ハ どちらか判断つかない

##### 3. (設問2でイと答えた建設反対の方へ)《複数選択可》思川開発反対の理由をお答えください

イ 水需要が減っていく時代になったので、思川開発の水源は必要ない

ロ 南摩ダムは洪水を防ぐ役には立たない

ハ かけがえのない自然環境を破壊する

ニ ダム予定地の地域社会を崩壊させる

ホ 税金の無駄づかい

ヘ その他

##### 4. (設問2でロと答えた建設賛成の方へ)《複数選択可》思川開発賛成の理由をお答えください

イ 水道水源確保のために思川開発が必要

ロ 治水のために南摩ダムが必要

ハ 地元住民の生活再建のために思川開発を中止すべきでない

ニ 景気対策のためには思川開発の建設工事を続行すべき

ホ その他

## II 湯西川ダムに関して

1. あなたは湯西川ダム建設事業に関心がありますか《単一選択》  
イ 関心をもっている      ロ 関心がない      ハ 事実を知らない
2. 進行中の湯西川ダム建設事業へのあなたのご意見をお聞かせください《単一選択》  
イ 湯西川ダム事業は中止すべきだ  
ロ 湯西川ダムは建設すべきだ  
ハ どちらか判断つかない
3. (設問2でイと答えた建設反対の方へ) 湯西川ダム建設反対の理由をお答えください《複数選択可》  
イ 水需要が減っていく時代になったので、湯西川ダムの水源は必要ない  
ロ 鬼怒川の治水対策上、湯西川ダムは必要がない  
ハ かけがえのない自然環境を破壊する  
ニ ダム予定地の地域社会を崩壊させる  
ホ 税金の無駄づかい  
ヘ その他
4. (設問2でロと答えた建設賛成の方へ) 湯西川ダム建設賛成の理由をお答えください《複数選択可》  
イ 水道水源確保のために湯西川ダムが必要  
ロ 鬼怒川の治水対策上、湯西川ダムは必要  
ハ 地元住民の生活再建のために湯西川ダム事業を中止すべきでない  
ニ 景気対策のためには湯西川ダム建設工事を続行すべき  
ホ その他

## III 八ッ場ダムに関して

1. あなたは八ッ場ダム建設事業に関心がありますか《単一選択》  
イ 関心をもっている      ロ 関心がない      ハ 事実を知らない
2. 進行中の八ッ場ダム建設事業へのあなたのご意見をお聞かせください《単一選択》  
イ 八ッ場ダム事業は中止すべきだ  
ロ 八ッ場ダムは建設すべきだ  
ハ どちらか判断つかない
3. (設問2でイと答えた建設反対の方へ) 八ッ場ダム建設反対の理由をお答えください《複数選択可》  
イ 水需要が減っていく時代になったので、八ッ場ダムの水源は必要ない  
ロ 八ッ場ダムは洪水を防ぐ役には立たない  
ハ 脆弱な地盤にダムを建設すると災害の危険性がある  
ニ 吾妻溪谷などの自然環境を破壊する  
ホ ダム予定地の地域社会を崩壊させる  
ヘ 税金の無駄づかい  
ト その他
4. (設問2でロと答えた建設賛成の方へ) 八ッ場ダム建設賛成の理由をお答えください《複数選択可》  
イ 水道水源確保のために八ッ場ダムが必要  
ロ 治水(利根川の氾濫防止)のために八ッ場ダムが必要  
ハ 地元住民の生活再建のために八ッ場ダム事業を中止すべきでない  
ニ 景気対策のためには八ッ場ダム建設工事を続行すべき  
ホ その他

5. (ダム中止後の地元再建について)《複数選択可》

1952年(昭和27年)のダム調査開始以降、ハッ場ダム予定地の住民は、ダム問題に翻弄され、経済的にも精神的にも疲弊し、地域社会は崩壊の危機に立たされています。将来展望が無いために、川原湯温泉の旅館は減り続け、地区外への転出が急速に進んでいます。住民はこうした状況の中で生活再建ができるのか不安に思っています。公共事業の是非を冷静に判断するためには、事業中止後の生活再建を支援する法律が必要です。

ダムが中止されることになった場合、地元住民にとってどのような手当が必要でしょうか。

- イ 地元住民を中心とした新たな地域再建計画
- ロ 地域再建事業への国と6都県の費用負担
- ハ 地元住民への生活再建支援金(個別補償)
- ニ 地元住民への精神的補償
- ホ その他

**南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダムに関するアンケート回答**  
(白：自民党、民：民主党、共：共産党、幸：幸福実現党、無：無所属)

設問 選挙区 立候補者名		I 思川開発				II 湯西川 ダム				III ハッ場ダム				
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5
1 区	船田 元 (自)	イ	イ	イ ロ		イ	ロ		イ ロ	イ	ロ		イ ロ	イ ロ ハ ニ
	石森 久嗣 (民)	イ	イ	ホ		イ	イ	ホ		イ	イ	へ		イ
	小池 一徳 (共)	イ	イ	イ ハ ホ		イ	イ	イ ホ		イ	イ	イ へ		イ ニ
	河内 宏之 (幸)													
2 区	西川 公也 (自)													
	福田 昭夫 (民)	イ	イ	イ ホ		イ	イ	イ ニ ホ		イ	イ	イ ニ ホ へ		イ ロ ハ
	坂下 邦文 (幸)													
3 区	渡辺 喜美 (無)													
	斉藤 克己 (幸)	ハ	ハ	へ		ハ	ハ	へ		ハ	ハ	ト	ホ	
4 区	佐藤 勉 (自)													
	山岡 賢次 (民)	イ	イ	イ ハ ニ ホ		イ	イ	イ ハ ニ ホ		イ	イ	イ ニ ホ へ		イ

	植竹 哲也 (無)	イ	ロ		イ	イ	ロ		イ	イ	ハ		イ
	関沢 知尋 (無)	イ	イ	ホ		イ	イ	ホ		イ	イ	ヘ	イ
5 区	茂木 敏充 (自)												
	富岡 芳忠 (自)												
	森 兼光 (自)												

☆民主党の石森、福田、山岡氏は3つのダムすべてで中止すべきとの意見。

☆自民党の船田氏は、思川開発は中止すべき、湯西川ダム、ハッ場ダムは推進すべきとの意見。

☆4区の無所属植竹氏は南摩ダム、湯西川ダムは推進、ハッ場ダムはわからないとの意見。

☆16名中最終的に回答を頂いたのは8名。空欄の方は回答がありませんでした。

## お知らせ

### 南摩の自然観察とヤマナシ収穫祭

日 時：2009年10月24日（土）9時

集合場所：鹿沼市上南摩 室瀬バス停付近

持ち物：昼食・飲み物適宜、観察・筆記用具、川に入りたい人は長靴等

参加費：500円

主 催：思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

問い合わせ：事務局 TEL 0285-23-8505 FAX 0285-22-5608

観察会終了後、ヤマナシの果実を収穫できれば、調理して味わう予定です。

### ストップハッ場ダム住民訴訟5周年集会

日時：2009年12月6日（日）午後

会場：全水道会館

ムダなダムをストップさせる栃木の会

総会のお知らせ

2009年度の総会を9月10日（木）の裁判後の説明会終了後、弁護士会館で開きます。ご参加をよろしくお願いたします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609